

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等 立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年3月13日条例第5号）の一部改正——第1条に係る部分

新	旧
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成17年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの条に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>（不動産取得税の不均一課税の特例）</p> <p>2 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に第3条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成15年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2 _____の規定にかかわらず、同条 _____ に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p>

新	旧
<p><u>分の0.3」とする。</u></p> <p><u>3 省略</u></p>	<p><u>2 省略</u> <u>(愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>3 愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例(昭和37年愛媛県条例第43号)の一部を次のように改正する。</u> <u>第1条中「区域」の下に「(以下「低開発地域工業開発地区」という。)」を加える。</u> <u>第2条第1項中「租税特別措置法」を「低開発地域工業開発地区内において、租税特別措置法」に改め、「第1号」の下に「若しくは第2号」を加える。</u> <u>第3条中「租税特別措置法」を「低開発地域工業開発地区内において、租税特別措置法」に改め、「第1号」の下に「若しくは第2号」を加える。</u> <u>(愛媛県農村地域工業導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>4 愛媛県農村地域工業導入地区における県税の特別措置に関する条例(昭和47年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。</u> <u>第2条第1項中「表第1号」の下に「若しくは第2号」を加える。</u> <u>第3条中「第1号」の下に「若しくは第2号」を加える。</u></p>

愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年10月18日条例第47号)の一部改正——第2条に係る部分

新	旧
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成17年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成15年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地</p>

新	旧
<p>地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、<u>これらの条に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日等）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月19日から適用する。</p> <p><u>（不動産取得税の不均一課税の特例）</u></p> <p>2 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に第3条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「<u>第19条の2及び附則第20条</u>」と、「100分の0.4」とあるのは「<u>100分の0.3</u>」とする。</p> <p><u>（申告期限の特例）</u></p> <p>3 第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。</p>	<p>地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2 _____</p> <p>の規定にかかわらず、<u>同条_____</u>に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月19日から適用する。</p> <p>2 第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。</p>